

第2回 議会の議員の定数等に関する小委員会次第

日 時 平成16年3月23日
午前10時
場 所 渋川市役所第4会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1)議会の議員の定数及び任期の取扱いに関することについて

4 その他

(1)次回会議日程について

5 閉 会

協議事項 1

議会の議員の定数及び任期の取扱いに関することについて

1 次のいずれかの制度の適用の選択について

(1) 地方自治法及び公職選挙法の原則

(2) 合併特例法における定数特例

(3) 合併特例法における在任特例

2 新市の議員定数について

3 選挙区について

4 新市の議員報酬等について

1 市町村の現況について

	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	合 計
議員定数							
法定	26	16	14	22	22	22	122
条例	22	14	10	16	16	16	94
現員	22	14	10	18	16	16	96
任 期	H15.4.30 ~ H19.4.29	H12.10.8 ~ H16.10.7	H15.2.7 ~ H19.2.6	H12.10.8 ~ H16.10.7	H13.9.1 ~ H17.8.31	H15.5.1 ~ H19.4.30	
人 口	48,761	4,077	2,140	11,961	12,555	10,301	89,795

子持村の条例定数は、次期一般選挙から適用

人口はH12国勢調査

2 議会の議員の定数と任期における一般原則と特例について

(1) 地方自治法及び公職選挙法の一般原則

合併の前日で全議員は失職

合併後50日以内に新しく定められた定数に基づき議会の設置選挙を行う。

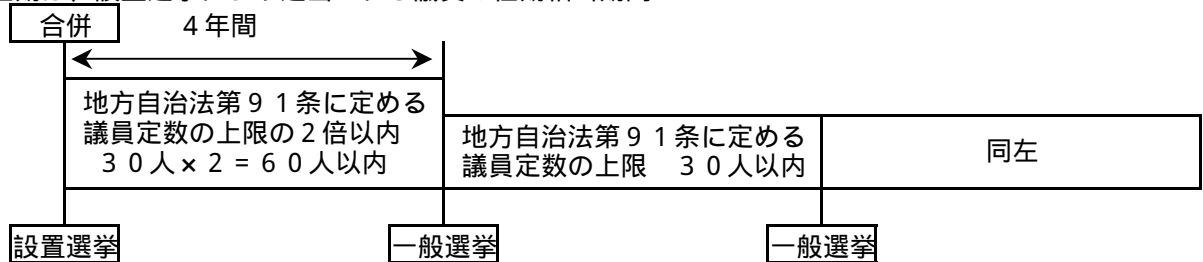


(2) 定数特例（特例法第6条第1項）

合併の前日で全議員は失職

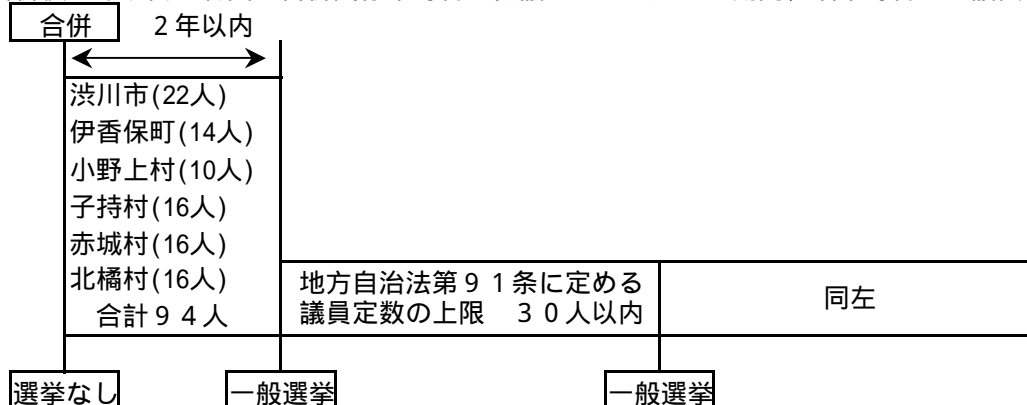
合併後50日以内に新市の法定数の2倍以内で定めた定数に基づき議会の設置選挙を行う。

任期は、設置選挙により選出される議員の任期相当期間

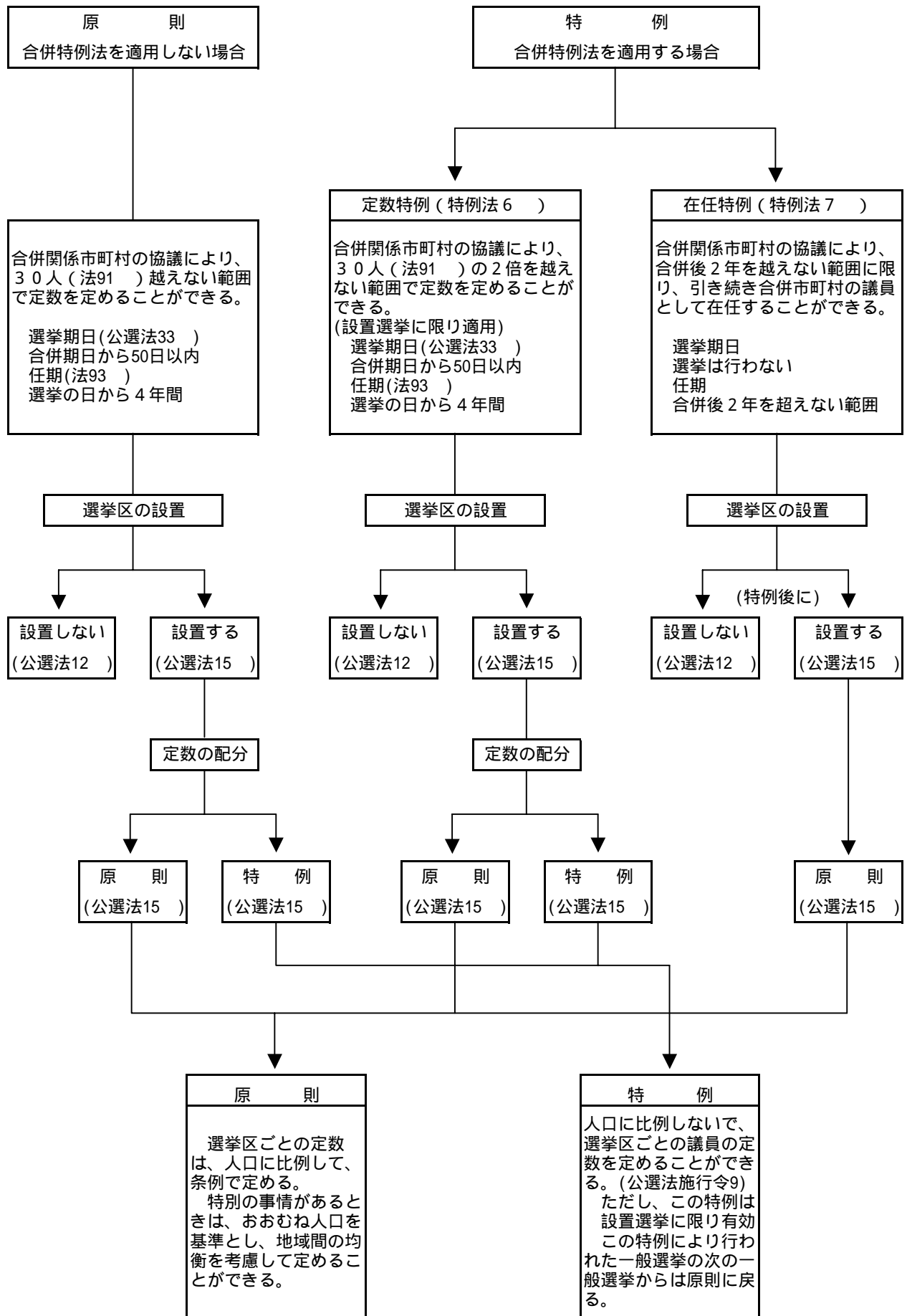


(3) 在任特例（特例法第7条第1項）

合併後2年以内の範囲で合併関係市町村が協議によって定める期間、旧市町村の全議員が在任する。



3 議会の議員の定数及び任期の取扱いにおける選択肢



4 議員定数について

市町村議会議員の定数の上限（地方自治法91条）

人 口	議員数
5万人未満	26人
5万～10万人未満	30人
10万～20万人未満	34人
20万～30万人未満	38人

近隣協議会等の状況

協議会等名称	伊勢崎市他2町1村	太田市他3町	佐野市他3町	黒磯市他3町
特例等の方式	在任特例	在任特例	特例の適用なし	在任特例
合併期日	H17.1.1	H17.1を目途	H17.3.1	H17.1.1
任 期	H18.4.30	未定	-	H17.4.30
期 間	1年4ヶ月	未定	-	5ヶ月
合併前の定数	84		64	62
新市定数	34		32	32
選 挙 区			なし	なし
報 酬	伊勢崎市の例による		不明	不明
備 考	H16.2.27提案		決定	決定

全国の協議会等における特例の適用状況

	新設合併	編入合併	合計	割合	例
在任特例適用	113	25	138	59.2	さぬき市、山県市、千曲市、南アルプス市等
定数特例適用	44		44	18.9	佐渡市(166)、東宇和等協(86)、郡上郡協(92)
特例を適用しない	51		51	21.9	京丹後市(5町)、天草市(10市町村)、飛弾市(4町村)
合 計			233	100.0	

読売新聞社調べによるH15.1以降合併した市町及び
合併後の議員の処遇を決めた法定協233団体の集計
例のうち（ ）内の数値は現議員数

在任特例により議員定数が多くなった事例

県名	協議会名等	新市名	人口	議員定数	法定数
青森	八戸地域（1市7町村）	八戸市	29.7	146	38
秋田	大曲仙北（1市7町村）	大仙市	9.8	146	30
山口	萩広域（1市7町村）	萩市	6.6	111	30
福井	福井市他（2市3町村）	福井市	33.4	100	46
新潟	北魚沼（6町村）	魚沼市	4.5	97	26
埼玉	春日部市他（1市3町）	春日部市	30.5	95	46
山梨	南アルプス市（6町村）	南アルプス市	7.2	93	30

5 選挙区の設置について

公職選挙法第12条第4項、第15条第6項により、政令指定都市以外の市町村の議会の議員については、原則として選挙区を設けなくて、その区域の全部を1選挙区として選挙を行うこととなりますが、

特に必要があるときは、条例で選挙区を設けることができます。

その場合は、同法第15条第7項に基づき、行政区画、衆議院議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して選挙区を設けることとなります。

「特に必要がある」ときとは、例えば、市町村合併によって地域が広大になっていることなどが考えられますが、その他各市町村の実情に応じて判断されるものとされています。（昭和22年11月29日行政実例）

市町村合併に伴い、合併当初から選挙区を設定しようとするときは、次のとおりとなります。

[1] 新設合併の場合

選挙区の設定は、地方自治法施行令第1条の2の規定による職務執行者の専決処分により行うこととなります（S27.4.1行政実例）。選挙区別定数は、人口に比例して条例で定めなければなりません（公選法第15条第8項本文）、

(1) 特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができます

（公選法第15条第8項ただし書）。

(2) また、市町村の廃置分合又は境界変更があったときは、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区については、人口に比例しないで定めることができます（公選令第9条）。

ただし、この特例を適用する場合は、適用期間が次のとおり限られるものと解されますので注意が必要です（S29.2.17、S29.3.30、S30.2.16行政実例）。

ア) 議員の定数や任期の特例を選択しない場合 ... 設置選挙から次の一般選挙の前まで
（当該一般選挙には適用できません。以下同じ。）

イ) 定数特例を選択した場合 ... 設置選挙から次の一般選挙の前まで

ウ) 在任特例を選択した場合 ... 合併後最初の一般選挙の前まで

選挙区を設置した場合の定数振り分けの例

定数特例の場合・・・ 議員数 60人

原則（人口割）

	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	合計
(H.12国調)	48,761	4,077	2,140	11,961	12,555	10,301	89,795
構成比	54.3	4.54	2.38	13.32	13.98	11.47	100
議員数	32.58	2.72	1.43	7.99	8.39	6.88	59.99
調整後議員数	33	3	1	8	8	7	60

特例（合併前議員数割）

	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	合計
合併前議員数	22	14	10	16	16	16	94
構成比	23.4	14.89	10.64	17.02	17.02	17.02	100
議員数	14.04	8.93	6.38	10.21	10.21	10.21	59.98
調整後議員数	14	9	7	10	10	10	60

特例（人口割30人、合併前議員数割30人） 30 30

	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	合計
(H.12国調)	48,761	4,077	2,140	11,961	12,555	10,301	89,795
構成比	54.3	4.54	2.38	13.32	13.98	11.47	100
合併前議員数	22	14	10	16	16	16	94
構成比	23.4	14.89	10.64	17.02	17.02	17.02	100
議員数	23.31	5.83	3.9	9.11	9.3	8.55	60
調整後議員数	23	6	4	9	9	9	60

6 議員報酬について

市町村の現況

(単位：円)

	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村
議長	435,000	242,000	217,000	276,000	298,000	298,000
副議長	390,000	192,500	155,000	210,000	245,000	245,000
委員長	365,000	182,000	143,000	195,000	235,000	236,000
議員	360,000	175,000	139,000	188,000	222,000	222,000
報酬年額	137,247,700	44,159,040	25,850,880	54,362,880	63,987,840	64,056,960

年額報酬 = 議員の報酬月額 × 12ヶ月 × 定数 + 報酬月額 × 4.40 (賞与) × 1.20 (渋川市は1.15) × 定数
 6市町村合計 389,665,300 円 (子持村は16名で計算)

原則及び定数特例を採用した場合の報酬額の比較

	員数(仮)	原則 (定数を30人とした場合)	定数特例 (定数を60人とした場合)	1) 議員一人あたりの 報酬年額
議長	1	7,421,100	7,421,100	7,421,100
副議長	1	6,653,400	6,653,400	6,653,400
委員長	常任3・議運1	24,907,600	24,907,600	6,226,900
議員	24・54	147,398,400	331,646,400	6,141,600
計	30・60	186,380,500	370,628,500	-
6市町村計	94	389,665,300	389,665,300	-
差額	-	203,284,800	19,036,800	-

報酬額は、渋川市の例による。

在任特例を採用した場合の報酬額の比較

	員数(仮)	ア) 渋川市議の報酬額 に合わせた場合	イ) 渋川市議はそのまま他を赤城 村・北橋村に合わせた場合	ウ) 総額を同じにした場合	
				年額	月額
議長	1	7,421,100	7,421,100	6,414,560	376,000
副議長	1	6,653,400	6,653,400	4,572,080	268,000
委員長	常任3・議運1	24,907,600	24,907,600	16,855,280	247,000
議員	88	540,460,800	370,952,640	361,808,480	241,000
計	94	579,442,900	409,934,740	389,650,400	-
6市町村計	94	389,665,300	389,665,300	389,665,300	-
差額	-	189,777,600	20,269,440	14,900	-

年額報酬 = 議員の報酬月額 × 12ヶ月 × 定数 + 報酬月額 × 4.40 (賞与) × 1.15 × 定数

イ) の場合、議長、副議長、委員長は渋川市議として計算した。

ウ) の場合、議長、副議長、委員長の月額報酬の比率は、小野上村の例による。